

# 吉備中央町立御北小学校 いじめ防止基本方針

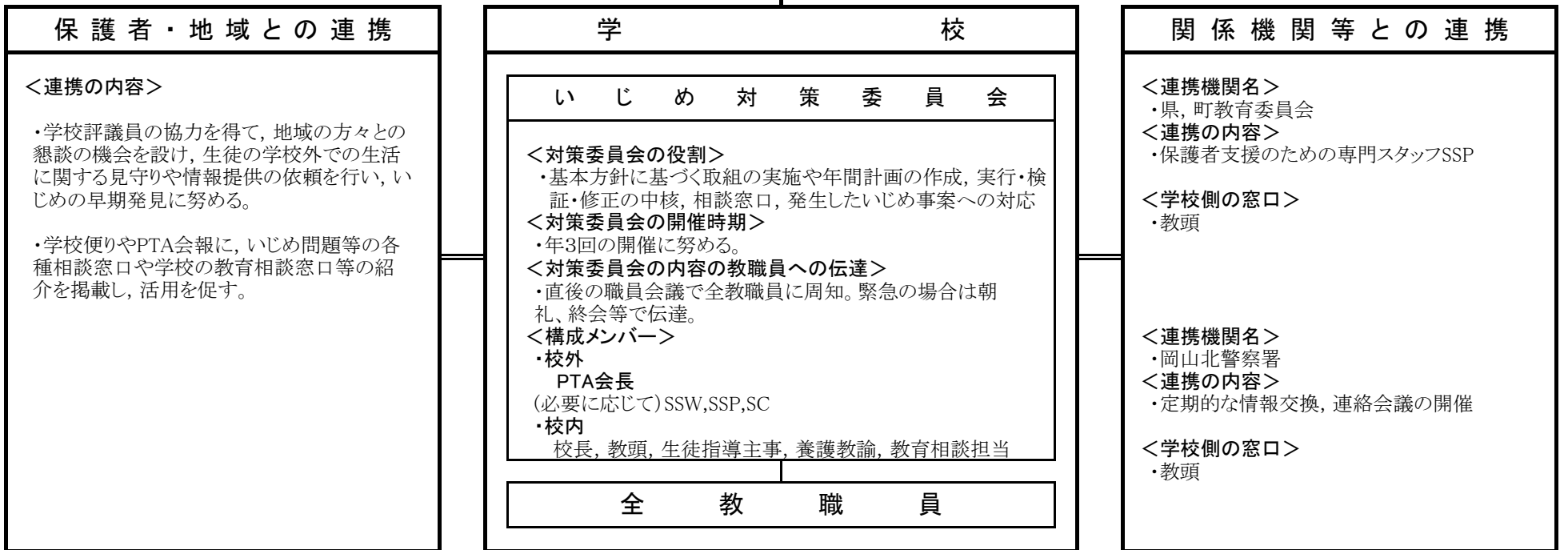
令和6年4月1日

## いじめに関する現状と課題

- ・本校においていじめは認知されていないが、相手が傷つくような言葉を何の気なしに発するとか、相手の立場を想像することが出来ないために結果的に相手を悲しませたり、怒らせたりするようなトラブルはどの学年においても起こっている。
- ・相談週間を設けて担任が児童から直接話を聞く機会としたり、毎週木曜日の終会において、児童についての情報交換を行っており、人権上の問題など気になることを出し合うようにしている。
- ・山間部の小さな学校なので深刻ないじめにはつながりにくいという危機感の薄さにつながらないように、様々な事例を教材とした研修が必要と思われる。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・常に児童の様子について情報交換をし、気になることについては小規模である利点を生かして学校全体で共通理解し、問題に対応していける体制を組んでいく。
  - ・あいさつ運動や、ピカピカ掃除の活動を全校で取り組むことによりさせることにより、一人一人が明るく楽しく、きれいな学校作り貢献しているという自己有用感や充実感を感じられるようにする。
  - ・いじめの早期発見のために得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>**
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
  - ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。</li> </ul>
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のための相談週間を学期ごとに実施し、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の朝会や木曜日の終会において児童の気になる変化や行為について出し合い、教職員間でいつでも早急に情報共有できるようにしていく。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信等に家庭での児童の様子を見つめるためのポイント等の記事を掲載し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul>